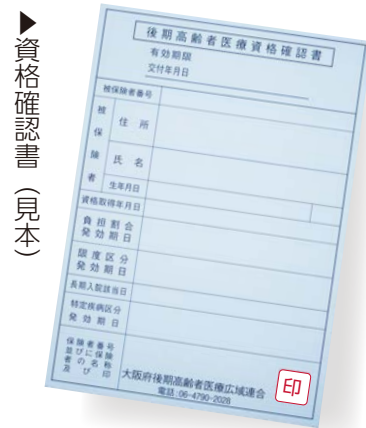


後期高齢者医療制度

郵送で届いたお知らせは必ず確認を

7月末に有効期限を迎える資格確認書の更新や保険料額決定に関する通知をお送りします。



新しい資格確認書を

7月中に被保険者全員へ送付

来年7月31日までが有効期限の新しい資格確認書(水色)を簡易書留で送付します。8月になっても届かない場合は保険年金課へ連絡を。転送不要で送付するため、転送先には届きません。なお、マイナ保険証の有無に関わらず、新しい資格確認書は引き続き被保険者全員へ送付しますが、マイナ保険証を持っている人は、マイナ保険証をご利用ください。有効期限が過ぎた資格確認書(桃色)は、保険年金課または各支所へ返却するか破棄してください。

窓口の自己負担割合の判定

医療機関での自己負担割合は一般の人は1割、一定以上の所得のある人は2割、現役並み所得者は3割です。同割合は7月までは前年度、8月からは当該年度の住民税課税所得(各種所得控除後の所得額)で判定。当該年度による判定は毎年8月1日に行います。

資格確認書に限度区分を併記できます

以前に限度区分の併記申請をした人には、今回送付する資格確認書(水色)にも併記されています。新たに併記を希望する場合は、申請が必要です。

令和8年度保険料額決定通知書は7月13日に送付

保険料は前年の所得により年度ごとに決定します。令和8年度保険料率・算定方法は下記の通り。令和8年度から、児童手当の拡充など子育て施策の強化のため、新たに子ども・子育て支援金分(以下、「子ども分」)を賦課・徴収します。保険料額は後期高齢者医療制度に充てる「医療分」と、「子ども分」の合計額となります。

▶均等割額の軽減 世帯内の所得水準に応じて保険料の均等割額が軽減(原則手続き不要)。

▶減免制度 所得額が前年に対して著しく減少する場合、納期限までの申請で減免される場合があります。

保険料(年額)

(限度額)

医療分: 85万円
子ども分: 2万1000円

均等割額

被保険者1人当たり

医療分: 6万4931円
子ども分: 1373円



所得割額

賦課のもとになる所得金額
(総所得金額等ー基礎控除額) × 所得割率

所得割率
医療分: 11.51%、子ども分: 0.24%

保険料納付方法

原則、年金からの特別徴収です。特別徴収開始までは納付書か口座振替での支払いをお願いします。普通徴収は7月~来年3月の9回に分けて保険料を納付。納付書は金融機関やコンビニ窓口払いのほか、スマートフォンなどでのバーコード読み取りによる支払いも可。

資格確認書・保険料金額に関すること

☎保険年金課 ☎841・1403、☎841・3716

口座振替に関すること

☎保険納付課 ☎841・1144、☎841・2273

支払い困難な場合の納付相談

☎保険納付課 ☎841・1304、☎846・2273

お問い合わせは 自動応答電話の利用を

保険年金課では6月中旬~9月中旬、自動応答電話の実証実験をします。話し中にならず、24時間対応可能。保険年金課から送付する通知書に同封の案内に記載されている専用電話番号へお電話を。